

昭和 51 年度厚生省予算について

小 池 隆 雄

I 予算編成の背景とその概要

1 経済環境の推移

わが国の経済は、昭和 48 年秋の石油危機を直接の契機として異常の物価高騰に悩み、昭和 49 年度には財政金融政策を中心に厳しい総需要抑制政策を実施し、昭和 50 年度にも、三木内閣誕生の折から世論を背景とした福祉優先の方針が盛り込まれたが、引続き消費者物価の鎮静化を推進する安定志向型の予算が組まれた。

一方、総需要抑制策の効果の浸透に伴って景気は大きく落ち込むこととなったため、政府は景気後退の様相にも注意を払って、昭和 50 年 2 月、3 月、6 月と 3 回に亘り財政金融面での景気対策を講ずることとした。しかし、景気はなお停滞の色を強め、51 年度概算要求の検討を行う時点には 50 年度歳入について 2 兆円にものぼる赤字が見込まれることとなったため財政当局からは福祉も聖域でない旨の発言が為されたり、財政の逼迫した一部の革新的な地方公共団体からも福祉見直し論が出たりする等の状況に至り、51 年度概算要求のフレームは極めて厳しいものとならざるを得なかった。

その後も景気は上向かず、政府は、9 月 17 日経済対策閣僚会議で第 4 次の景気対策を決定し、補正予算を組んで多額の公債を増発するとともに公共事業の促進等所要の措置を講ずることとしたが、直ちには回復せず、今後ともこれまでの高度成長下におけるような多額の自然増収を期待することは難しく、低成長の経済状況下において財源面での制約は極めて厳しくなるものと考えられていた。

2 予算編成の背景

「昭和 51 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」については、例年どおり昭和 51 年度予算に関連して閣議決定されたが、その内容は、次のようなものである。

(1) 昭和 51 年度の経済運営の基本的態度

昭和 51 年度は、わが国経済にとって、石油危機後のいわゆる経済の調整過程の仕上げる年であるとともに、新しい中期計画の出発点となる年であり、わが国経済を

長期安定成長路線に乗せていくために極めて重要な年である。したがって、これまでに達成された物価の安定傾向を維持しつつ、景気の順調な回復を実現するとともに、中長期的にわが国経済の抱えている諸問題の解決のために足がかりを築くことが昭和 51 年度の課題である。

すなわち、昭和 51 年度の経済運営の第 1 の目標は、景気の着実な回復と雇用の安定を図ることである。第 2 には、景気の回復に伴ってインフレの再燃することがないよう努力することである。第 3 には、新しい計画の初年度として、長期的に均衡のとれた発展を確保するための基盤を培養するとともに、引続き国民生活の安定と向上を図るための施策を講ずることである。

国民生活の安定と向上を図るためには、社会保障について負担の適正化を図りつつ、その充実に努めることとする。また国民生活の基盤となる施設の整備に努め、さらに環境保全、安全な生活の確保のための諸施策等を推進するものとする。

なお、各般の政策努力を行うことにより、51 年度は実質成長率で 5.6% 前後の経済の拡大を達成することができると考える。

(2) 昭和 51 年度の経済見通し

前記のような経済運営の下において、国内経済の見通しはおおむね次のとおりであり、経済活動は年度を通じて順調な回復過程を辿るものと見られる。

個人消費支出は、前年度比 13.7% 程度の増加を示すものと見込まれる。

物価については、引続き落ち着いた動きを示し、卸売物価は年度中上昇率 4.8% 程度、消費者物価は年度中上昇率 8.0% 程度の上昇になるものと見込まれる。

総体的に見て、51 年度の国民総生産は 1,681,000 億円前後となり、名目の成長率は前年度比 13.0% 前後、実質の成長率は 5.6% 前後になるものと見込まれる。

なお、国民総生産から資本減耗引当などを除いた国民所得は、全体で 1,411,100 億円で、前年度に比べ 13.5% の伸びとなる、このうち国の税収を左右する法人所得は企業収益を反映して 16.6% 増と国民所得全体の伸びを上回るが、国民所得全体に占める法人所得の割合は 7%

と、50年度の6.8%を僅かに上回るものの、石油ショック以前の水準(13ないし14%)を大きく下回ったままである。また、雇用者所得の伸びは12.8%(1人当りは11.8%)になる、等の見込みである。

(3) 昭和51年度予算への課題

上記のような経済見通しと経済運営の基本的態度から、昭和51年度予算に与えられる課題は自から明らかである。

すなわち、その第1は、従来の高度成長から長期安定低成長路線への転換という経済の新しい展開に即応して、財政の体質改善を図ることであり、第2は、当面の沈滞した経済情勢にかんがみ、景気の回復のために適切な配慮をしなければならないことであった。

3 昭和51年度予算の概要

昭和51年度予算は、昭和50年12月24日の内示から数次の折衝を経て、12月31日に閣議決定され、1月23日第77回通常国会に提出された。

しかしながら、この国会においては、宮本委員長の復権の経緯、ロッキード導入に関わる政府高官の介入というような民主政治の根幹に触れる問題が取り上げられて空転したため、とりあえず40日分の暫定予算を成立させたが、その後も予算の審議は一向に進まず、遂に4月9日自由民主党及び民主社会党の2党による変則的な形で衆議院を通過し、参議院では漸く5月8日与党賛成、4野党反対の形で原案どおり成立を見た。

この予算の編成方針、規模等は、次のようなものである。

(1) 予算編成の方針

昭和51年度の予算は、前記「昭和51年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」に則り、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配慮しつつ、財政の改善合理化を図るとともに、景気の着実な回復に資するための施策を実施することとし、次により編成された。

○総合予算主義の考え方のもとに予算の編成及び執行に努める。

○財政の改善合理化を推進するとともに、財源の重点的・効率的な配分を行う。

○補助金等については、零細又は長期固定化しているもので効果のうすれているもの等につき、整理合理化を進める。

○既存の制度について、受益者負担及び社会保険料の適正化を図るなどその合理化に努め、均衡の取れた整備充実を図る。

○新規施策については、既定経費の整理・削減によって捻出する財源によって賄うよう努めるとともに、後年度において財政負担の増加をもたらすような措置は原則として採らないこととする。

○経済の着実な回復に資するため、特に公共事業系統経費の充実に努める。また、輸出金融の拡充に配慮する。

(2) 予算の規模

51年度一般会計予算の規模は、242,960億円であって、50年度当初予算額に対し30,072億円(14.1%)の増加となっている。また、50年度補正後予算額に対しては、34,588億円(16.6%)の増加となっている。

この一般会計予算の規模を国民総生産と比較すると、表1のようになる。

表1 予算規模と国民総生産の対比

区 分	一般会計 (A)	国民総生産 (B)	(A)/(B)
50年度(当初)	212,888	1,585,000	13.4%
(補正)	208,372	1,487,500	14.0
51年度	242,960	1,681,000	14.5
(対前年度伸率)	(14.1%)	(6.1%)	

(注) 対前年度伸率は当初と比較しており、50年度(補正)の国民総生産は実績見込である。

(3) 昭和51年度予算の概要

昭和51年度予算を表2により主要経費別に見ると、まず社会保障関係費は、48,076億円で、前年度当初予算に対し22.4%増となっている。この伸び率は、一般会計予算総額の伸び率14.1%を大きく上回り、公共事業関係費の伸び率をも超えており、その結果、社会保障関係費の一般会計予算総額に占める割合は、50年度当初予算の18.5%から19.8%へと上昇している。

次に公共事業関係費については、35,272億円が計上され、その伸び率は21.2%となっている。このほか、公共事業などの経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、新たに公共事業等予備費1,500億円が計上されている。

文教及び科学技術の振興については、50年度当初予算に対し3,891億円(14.7%)増の30,292億円が計上されている。

地方財政対策としては、まず地方交付税交付金について国税3税の32%相当分38,097億円を計上するほか、臨時地方特例交付金636億円を繰り入れるとともに、交付税特別会計において資金運用部資金から13,141億円を借り入れることにより、地方団体に対する交付金の総額として対前年度17.1%増の51,874億円を確保してい

表2 昭和51年度一般会計歳出主要経費別分類

事 項	50年度当 初予算額	51 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額	対前年度 伸 び 率
	億円	億円	億円	%
社会保障関係費	39,282	48,076	8,794	22.4
文教及び科学振興費	26,401	30,292	3,891	14.7
国 債 費	10,394	16,647	6,253	60.2
恩 給 関 係 費	7,558	9,877	2,319	30.7
地方財政関係費	44,301	39,423	△ 4,878	△ 11.0
防 衛 関 係 費	13,273	15,123	1,850	13.9
公共事業関係費	29,095	35,272	6,177	21.2
経 済 協 力 費	1,767	1,831	64	3.6
中小企業対策費	1,270	1,485	215	16.9
食 糧 管 理 費	9,086	9,088	2	0
その他の事項経費	27,461	31,346	3,885	14.2
公共事業等予備費	0	1,500	1,500	—
予 備 費	3,000	3,000	0	0
合 計	212,888	242,960	30,072	14.1

る。

また、恩給関係費においては、50年度に実施した恩給額改定の平年度化等を織り込んで既定分の所要経費を算定したほか、厚生年金制度の改正に合わせて寡婦加算制度（仮称）を設ける等、制度改善を行うこととして、その伸び率は、社会保障関係費を上回り、国債費に次ぎ、30.7%となっている。

なお、昭和50年度においては、4兆に及ぶ税収不足に対処するため、4,516億円の減額補正を行うとともに、11,900億円の建設国債と22,900億円の特例国債を発行することとし、公債依存度26.3%となったが、51年度においても、「昭和51年度の公債の発行の特例に関する法律」（5月24日会期末で継続審査となる。）に基づく特例公債37,500億円を含め、72,750億円の公債発行をすることとして、公債依存度は29.9%となり、これらの償還費、利払い等に要する国債費は、社会保障関係費に次ぎ、公共事業関係費を上回る6,253億円の増額となっている。

（4）社会保障等に関する考え方

社会保障・社会福祉に関する諸施策は、本来、国民生活の安定のためには欠くことのできないものであって、経済財政状況の如何にかかわらず、着実に整備を進め、常に一定の水準を確保しなければならない性格のものである。従って、前述のような経済状況の下において、社会保障及び社会福祉に関する諸施策が多様化しつつある国民の真の需要に対応してゆくためには、従来の施策について全面的な見直しを行い、補助金等の合理化など財源の効率的な活用を図るとともに、各種施策の優先度に

関する厳しい選択を行い、また、制度の充実に見合った費用負担の適正化についても国民の理解と協力を得ながら十分な検討を加えるものとし、真に必要な施策を計画的かつ積極的に展開する必要がある。

ここで、社会保障関係費の内訳について見ると、表3に示すとおり、社会保険費の構成費が最も高く、一般会計予算全体の11.7%を占めており、社会保障関係費の58.3%を占めている。なお、一般会計予算全体に占める割合が昨年度のそれを上回りながら、社会保障関係費に占める割合が昨年のを下回ったのは、社会福祉費及び失業対策費の伸びがさらに大きかったため等による。

社会福祉費については、過去5年間に於いて、保育所措置費の充実、老人医療費の支給等、大幅に拡充してきたが、51年度においても、各種制度の充実に図り、その伸び率は27.5%となっている。なお、表3の金額は本誌昨年号に末次事務官が登載した表4（社会保障関係費予算額）の金額と一致しないが、これは51年度予算の組替えに合わせて過去の金額についても整理したからである。

これらに比較すると、生活保護費はほぼ横ばい、保健衛生対策費は相対的に低下の傾向にあると見受けられよう。

失業対策費については、失業対策事業就労者に対する賃金日額の引上げを行うほか、最近の雇用情勢に対応するため、雇用保険の失業給付費及び雇用調整給付金を大幅に増額するとともに、中高年齢者を中心とする職業転換対策の拡充を図るなど、雇用・失業対策の充実に配意し、対前年度45.7%の増を示している。

（5）厚生省予算の概要

昭和51年度の厚生省所管一般会計予算は、表4のとおり、4,739,190百万円で、前年度当初予算に較べると832,461百万円（21.3%）増となっている。この増額分は、一般会計全体の増加額3,007,211百万円の28.7%を占めている。

国の一般会計に占める厚生省所管予算の割合は、昭和40年度以降昭和47年度まで永らく13%台にとどまっていたが、昭和48年度に14.7%に上昇して以来飛躍を続け、昭和51年度には遂に19.5%に達している。なお、後述のとおり国民年金積立金からの受入れが別途あるので、これを上載すべきものと考えれば、厚生省予算の規模はさらに増大し、一般会計全体に占める割合も20%を超えることとなる。

また、対前年度伸び率21.3%（50年度補正後3,963,402百万円に対しては19.6%）の値は、前年度の36.2%に

表 3 社会保障関係費内訳表

区 分	46						47						48					
	当			補正後			当			補正後			当			補正後		
	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	%	%	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	%	%	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	%	%
総予算額	9,414,315	100.0	18.4	14.6	100.0	100.0	11,467,681	100.0	21.8	18.7	100.0	100.0	12,118,949	100.0	24.6	17.9	100.0	100.0
社会保障関係費	1,344,795	14.3	17.8	16.2	14.1	14.1	1,642,240	14.3	22.1	20.5	13.9	13.9	1,682,913	13.9	28.8	25.7	14.5	14.5
1.生活保護費	250,290	2.7	15.2	13.4	2.6	2.6	310,045	2.7	23.9	23.8	2.6	2.6	310,744	2.6	14.7	14.4	2.4	2.4
2.社会福祉費	142,250	1.5	27.7	21.0	1.6	1.6	195,485	1.7	37.4	29.8	1.7	1.7	209,318	1.7	65.2	54.3	2.3	2.3
3.社会保険費	702,195	7.5	19.5	18.7	7.3	7.3	848,233	7.4	20.8	20.4	7.1	7.1	861,110	7.1	32.0	30.1	7.6	7.6
4.保健衛生対策費	160,115	1.7	13.9	11.4	1.7	1.7	181,571	1.6	13.4	9.6	1.6	1.6	194,838	1.6	10.1	2.6	1.4	1.4
5.失業対策費	89,935	0.9	6.1	7.5	0.9	0.9	106,906	0.9	18.9	17.0	0.9	0.9	106,903	0.9	9.7	9.7	0.8	0.8

区 分	49						50						51					
	当			補正後			当			補正後			当			補正後		
	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	%	%	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	%	%	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	%	%
総予算額	17,099,430	100.0	19.7	12.0	100.0	100.0	21,288,800	100.0	24.5	10.9	100.0	100.0	24,296,011	100.0	14.1	16.6		
社会保障関係費	2,891,854	16.9	36.7	30.2	16.3	16.3	3,928,154	18.5	35.8	25.5	19.4	19.4	4,807,631	19.8	22.4	19.2		
1.生活保護費	443,015	2.6	24.6	23.6	2.4	2.4	534,747	2.5	20.7	15.6	2.6	2.6	633,168	2.6	18.4	17.9		
2.社会福祉費	431,781	2.5	33.7	20.8	2.6	2.6	617,753	2.9	43.1	25.5	3.1	3.1	787,785	3.2	27.5	22.6		
3.社会保険費	1,659,649	9.7	48.2	42.4	9.2	9.2	2,327,687	11.0	40.3	31.1	11.3	11.3	2,836,859	11.7	21.9	21.0		
4.保健衛生対策費	217,895	1.3	9.0	1.8	1.3	1.3	273,829	1.3	25.7	7.7	1.3	1.3	296,161	1.2	8.2	5.9		
5.失業対策費	139,514	0.8	19.0	11.9	0.8	0.8	174,138	0.8	24.8	20.3	1.1	1.1	253,658	1.1	45.7	10.5		

表 4 厚生省予算額等の推移

年 度	一 般 会 計 予 算 額		社 会 保 障 関 係 費			厚 生 省 予 算 額		
	当初予算額	対前年度伸率	当初予算額	対前年度伸率	一般会計予 算額中に占 める割合	当初予算額	対前年度伸率	一般会計予 算額中に占 める割合
46	9,414,315	18.4	1,344,795	17.8	14.3	1,298,983	17.2	13.8
47	11,467,681	21.8	1,642,240	22.1	14.3	1,597,456	23.0	13.9
48	14,284,073	24.6	2,115,412	28.8	14.8	2,093,002	31.0	14.7
49	17,099,430	19.7	2,891,854	36.7	16.9	2,868,294	37.0	16.8
50	21,288,800	24.5	3,928,154	35.8	18.5	3,906,729	36.2	18.4
51	24,296,011	14.1	4,807,631	22.4	19.8	4,739,190	21.3	19.5

は遙かに及ばないが、これは、単に財源が厳しくなったことによるだけでなく、物価の鎮静を反映した積算基礎の単価アップ率が前年度のそれを大幅に下回っていることにもよるものである。

次に、厚生省予算における医療費及び所得保障関係費の比率について触れると、表 5 に示されるとおり、昭和

表 5 医療費及び所得保障予算額調

区 分	49年度 予算額	50年度 予算額	伸び 率	51年度 予算額	伸び 率
厚生省予算割合(A)	億円 28,683	億円 39,067	% 36.2	億円 47,392	% 21.3
医 療 費(B)	14,322	18,741	30.9	22,501	20.1
所 得 保 障(C)	8,716	12,335	41.5	15,153	22.8
そ の 他	5,645	7,991	41.6	9,738	21.9
医療費の構成割合 (B)/(A)×100	% 49.9	% 48.0	—	% 47.5	—
所得保障の構成割合 (C)/(A)×100	30.4	31.6	—	32.0	—

51 年度予算においては、医療保険及び各種公費負担制度による医療費は 22,501 億円と 20.1% 伸びて厚生省予算の 47.5% を占め、各種年金、医療扶助を除く生活保護費、児童手当、児童扶養手当等による所得保障関係費は 15,153 億円と 22.8% 伸びて厚生省予算の 32.0% を占めている。なお、所得保障の範囲については、昨年末に公表された厚生白書に明示されているので、その概念に合わせて整理したため、この点でも昨年末次事務官の示した表の値と異なっている。

II 一般会計予算の主要事項

厚生省所管一般会計予算の主要経費は、表 6 のとおりであり、同表の備考に記したとおり政府一般会計予算における社会保障関係費から他省所管分が除かれる。なお、従来「その他の事項経費」として扱われてきた(項)厚生本省の社会福祉事業費は 51 年度に「社会福祉諸費」に組み入れられたので、50 年度分についても同様の組替

表 6 昭和 51 年度厚生省関係予算額調

区 分	50年度予算額	51年度予算額	対前年度 伸率	構 成 比	備 考
一 般 会 計 総 予 算 額	21,288,800	24,296,011	14.1	100.0	
01 (社会 保 障 関 係 費)	3,742,244	4,538,976	21.3	18.7	{ 労働省所管失業対策費、農林省 所管社会保険費(農業者年金) 及び総理府所管保健衛生対策費 (沖縄開発庁一括計上経費)は 含んでいない。 50年度予算額は、51年度予算額 との比較対照のため組替えをし てある。
02 生 活 保 護 費	534,747	633,169	18.4	2.6	
03 社 会 福 祉 費	617,753	787,785	27.5	3.2	
04 社 会 保 険 費	2,316,371	2,822,371	21.8	11.6	
05 保 健 衛 生 対 策 費	273,373	295,651	8.1	1.2	
10 (文教及び科学振興費)					
13 科 学 技 術 振 興 費	12,327	15,233	23.6	0.1	
25 (恩 給 関 係 費)					
29 遺族及び留守家族等授護費	65,172	81,382	24.9	0.3	
40 (公 共 事 業 関 係 費)					
45 生 活 環 境 施 設 整 備 費	57,392	70,576	23.0	0.3	
50 経 済 協 力 費	2,494	3,018	21.0	0.0	
98 その他の事項経費	27,100	30,005	10.7	0.1	
厚 生 省 予 算 額	3,906,729	4,739,190	21.3	19.5	

えを行うこととして、昨年登載された表8と比較すると分るように、社会福祉費を増額し、その他の事項経費を減額している。以下その主要事項について触れることとする。

1 生活保護の改善

生活保護費の内訳は、表7のとおりである。

表7 生活保護費

項 目	50 年 度	51 年 度
	千円	千円
保 護 費	525,330,930	622,347,481
生 活 扶 助	170,041,032	199,819,553
住 宅 扶 助	18,004,309	23,349,962
教 育 扶 助	5,996,216	7,476,600
医 療 扶 助	330,318,855	390,460,747
そ の 他	970,518	1,240,619
保護施設事務費	6,788,630	8,029,822
指導監査職員設置費	1,122,600	1,231,472
法 施 行 事 務 費	1,504,821	1,559,589
計	534,746,981	633,168,364

生活扶助については、昭和50年度当初との対比で12.5%の基準引上げが行われる。この結果、東京都区部の標準4人世帯（35歳の日雇男子労働者、30歳の女性、9歳の小3男子、4歳の女子）の場合、住宅費等は除いて、基準額は50年度当初74,952円（米価補正後76,042円）から84,321円へと引き上げられる。昭和51年度の経済見通しによれば、消費者物価の上昇率は年度平均で8.8%と見込まれており、また1人当たり個人消費支出の伸び率は前年度対比で12.2%と見込まれているので、12.5%の引上げで消費者物価の上昇に対応することは勿論、一般家庭との格差も縮小されるものと期待している。なお、50年度生活扶助基準は当初経済見通しにおける1人当たり個人消費支出の伸び率見込17.0%を踏まえて23.5%引き上げたものであるが、50年9月の改訂見通しでは1人当たり個人消費支出伸び率が13.8%に落ちているので、その分（3.2%程度）だけ50年度当初に想定した一般家庭と被保護世帯との格差はさらに縮小していると考えられる。他方、50年度の生活扶助基準については年度当初の改善のほか50年9月に1.8%（49年度当初対比）の米価補正を行ったので、それ以降の現行水準に対しては10.9%、米価補正を含めた年度平均の水準に対しては11.6%の引上げとなっている。

また、生活扶助基準の級地区分については、地域間の生活水準格差縮小等の動向に即応して、50年度に引続き4級地の町村を大幅に3級地に指定替えすることとして

いる。

その他の改善内容は、次のとおりである。

イ 生活扶助

(イ) 在宅重度障害者介護料 23,000円→26,000円

(ロ) 入学準備金 小学校 20,000円→22,000円

中学校 24,000円→26,000円

(ハ) 未成年者控除 4,000円→6,000円

ロ 教育扶助

小中学校平均 1,411円→1,542円

ハ 出産扶助

分娩介助料 25,000円→43,000円

ニ 生業扶助

居宅就職 10,000円

居宅外就職 15,000円 } →20,000円

ホ 葬祭扶助 33,000円 →44,000円

2 社会福祉の基盤整備

社会福祉費としては、7,878億円が計上されており、その内訳は表8のとおりである。

なお、50年度額には昨年「その他の事項経費」とされていた社会福祉事業助成費840,164千円が51年度予算の組替えに合わせて統合されている。

(1) 老人福祉施策の総合的推進

老人医療費の支給については、福祉年金の所得制限に合わせて、本人分の所得制限は緩和し、扶養義務者分は据え置くこととしている。

老人福祉施策については、精密診査の項目（現行15項目）に呼吸機能検査を追加し、機能回復訓練の特別養護老人ホーム分（前年度66施設）を76施設に増設することとし、また、老人就労斡旋事業（前年度111箇所）は118箇所とし、老人クラブ助成費の月額（現行4,300円）は4,500円とする。

なお、老人のための明るい町推進事業（前年度1億円）は従前と同じく厚生保険特別会計で2億5千万円を計上し、老人スポーツ普及事業（前年度は一般会計で45県市分）は厚生保険特別会計に56県市分を計上することとした。

(2) 身体障害者の援護の推進

身体障害者対策については、身体障害者地域活動推進費において、盲青年社会生活教室の開催、手話通訳の派遣及び身体障害者生活活動の促進の3事業を加えて12事業に拡大するとともに、一県当たり補助基本額（現行350万円）を460万円とし、身体障害者体育振興費において第5回パラリンピック選手等派遣事業費として10

表 8 社会福祉費

項 目	50 年 度	51 年 度
	千円	千円
老人福祉費	221,404,719	276,976,081
老人医療費	140,479,934	177,145,875
老人福祉費	2,580,117	2,752,961
老人保護費	78,344,668	97,077,245
身体障害者保護費	15,665,704	19,256,019
児童保護費	271,079,599	331,117,441
児童保護費	261,371,961	319,416,492
措置費	260,754,532	318,697,487
法施行事務費等	617,429	719,005
児童福祉事業費	4,282,065	5,218,418
児童相談所費等	880,415	943,706
保母養成所費等	525,953	603,962
特別保育事業費	2,172,315	2,704,867
その他	703,382	965,883
母子保健衛生対策費	2,481,907	2,847,657
身体障害児等対策費	1,723,969	2,084,766
家庭児童対策費	1,219,697	1,550,108
児童扶養手当給付諸費	26,452,693	46,261,068
特別児童扶養手当等給付諸費	9,286,509	17,993,442
重度障害者福祉手当給付諸費	2,957,936	12,238,381
婦人保護費	1,394,157	1,593,357
社会福祉諸費	12,339,689	15,162,941
社会福祉施設整備費	52,951,993	62,248,623
母子福祉費	1,630,000	2,000,000
国立更生援護所費	2,590,270	2,938,000
計	617,753,269	787,785,353

(注) 51年度予算においては、下記左の50年度費目(予算)は、下記右の費目に統合されているので、下記費目に係る上記50年度予算額においては、() 内分だけ金額面での修正を行っている。

老人医療費中老人医療費支給事務費 (1,227,916千円)

→老人保護費中老人福祉法施行事務費

老人福祉費中家庭奉仕事業費等 (2,956,199千円)

身体障害者保護費中家庭奉仕事業費等 (504,979千円)

児童福祉事業費その他中家庭奉仕事業費等 (407,051千円)

→社会福祉諸費中在宅福祉事業費

百万円を組み、また、重度障害者福祉手当について、5月から所得制限(現行母子福祉年金なみ)を障害福祉年金なみに改め、10月から支給月額(現行4,000円)を5,000円に引き上げる。

なお、特定国有財産整備特別会計で、都下所沢に国立リハビリテーションセンターを整備する。

(3) 児童福祉施策の強化

児童の健全育成については、保育対策のほか、新規に都市児童健全育成事業費として、117百万円を計上することとし、人口5万以上の市100市を対象に、家庭児童対策民間指導者養成事業、遊び場確保対策事業(社会福祉施設の園庭開放事業)及び留守家庭児童等育成のため

の地区組織育成事業を行うこととしている。

また、母子福祉施策については、母子家庭介護人派遣事業において、対象人員を900人(対前年度300人増)にするとともに、派遣諸費1人分200円を補助対象に取り込む。児童扶養手当について、対象児童の年齢(現行義務教育終了前)を18歳未満まで3箇年で段階的に延長することとして51年度は16歳未満とし、手当額は子1人の場合(現行月額15,600円)10月から17,600円とする。さらに、母子世帯等の自立更生のため、母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金の貸付原資の増等を図ることとして、それぞれ10億円ずつ計20億円を予算に計上する。

次に、心身障害児等の対策としては、新規に在宅重度心身障害児(者)緊急保護事業として7,836人を対象に7日の保護期間で33百万円を予算化し、また特別児童扶養手当については1級、2級とも障害福祉年金なみに増額する。

母子保健施策については、フェニールケトン尿症予防のための尿検査を廃止し、52年度から新たに血液検査法(ガスリー法)に切り換えるため、51年度は各都道府県の関係職員に研修を行うほか、従来の母子栄養強化事業を整理するとともに、新規に658市町村を対象とする乳児保健相談事業を開始する等、市町村母子保健事業を拡充した。

なお、国立病院特別会計において、国立小児医療センターを整備する等、小児担当の医療部門を強化することとしている。

(4) 施設運営の改善

社会福祉施設の運営費のうち、事務費については、保母・寮母等の職員増を9,772人とし、調理員等の給与の格差是正を行い、民間施設給与等改善費(前年度7.5%)は8.5%とし、調理員等年休代替要員制度で職員1人当たり6日分、看護代替要員制度で入所者1人当たり1日分をそれぞれ組み込むとともに、乳児保育(前年度4,000人)は5,300人とし、小規模保育所(前年度500箇所)は600箇所とし、身体障害者通所部門(前年度45施設)は50施設とする。

社会福祉施設における事業費については、飲食物費等生活費は生活扶助基準に合わせて12.5%アップし、分娩介助料(現行20,000円)は35,000円とし、特別育成費(高校進学経費、現行10,000円)は11,250円とし、就職支度金(現行15,000円)は20,000円とし、葬祭費(現行33,000円)は44,000円とする。

(5) 地域福祉サービスの統合強化

老人、身体障害者等に対する家庭奉仕事業、日常生活用具給付等、福祉電話設置及び介護人派遣事業については、当該地域の社会的需要に適應した効率的な整備と運用を図るため、統合メニュー化を進めることとして、ホームヘルパーは500人増員し、福祉電話は1,300台増し、日常生活用具においては新たにエアーパット、腰かけ便座及び盲人用カナタイプライターを導入する。

(6) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の整備費（前年度351億円弱）においては、施設の整備については保育所基準面積の増（90人までの分につき現行1人当たり5m²を6m²に拡大）及び補助基準単価の引上げ（7.4%アップ）等のため376億円、設備の整備については11億円弱を予算に計上した。

3 社会保険の拡充

前述したように、51年度予算においては社会保険費の構成割合が大きいが、その伸び額の大宗は国民健康保険の逼迫した財政状況に対処するための国民健康保険助成費が占め、これに福祉年金等の改善に伴う国民年金国庫負担金の増並びに給付改善を予定する厚生年金保険及び国庫補助率アップを予定する政府管掌健康保険に対する社会保険国庫負担金の増が次いでいる。

社会保険費の内訳は、表9のとおりである。

(1) 健康保険の充実

健康保険の改正は、標準報酬等級について、上限（現行20万円）を32万円、下限（現行2万円）を3万円とし、現金給付について、分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費（現行6万円）を10万円、埋葬料の最低保障額及び家族埋葬料（現行3万円）を5万円とし、一部負担金について、初診時分（現行200円）を600円、入院時分（現行1日60円1箇月間）を1日200円6箇月間とし、高額療養費支給制度についてその自己負担限度額（現行3万円）を3万9千円とし、任意継続被保険者制度について給付期間（現行1年）を2年に延長する等の措置を講ずることとして、7月から実施する。

政府管掌健康保険については、10月から保険料率（現行1,000分の76）を1,000分の78に引き上げるとともに、国庫負担率をも引き上げ、249,245百万円（対前年度56,531百万円増）の国庫負担を行う。

なお、健康保険法の改正については、5月17日衆議院社会労働委員会において、一部負担金に関する改正を行わない旨の修正が行われ、21日参議院本会議で成立した。

表9 社会保険費

項 目	50 年 度	51 年 度
社会保険国庫負担金	420,155,348	553,606,886
厚生保険特別会計へ繰入	410,519,813	541,340,957
健康保険国庫補助	192,714,496	249,244,712
日雇健康勘定財源	20,388,339	24,613,067
厚生年金保険給付費財源	158,882,754	226,174,694
業務取扱費財源	38,534,224	41,308,484
船員保険特別会計へ繰入	9,635,535	12,265,929
疾病部門国庫補助	600,000	600,000
失業部門給付費財源	1,111,364	1,292,851
年金部門給付費財源	7,125,264	9,483,304
業務取扱費財源	798,907	889,774
健康保険組合補助	3,048,891	3,263,224
事務費補助金	2,548,891	2,663,224
給付費臨時補助金	500,000	600,000
厚生年金基金等助成費	932,618	1,326,461
厚生年金基金等給付費補助金	760,059	1,154,291
厚生年金基金連合会事務費補助金	162,559	162,170
石炭鉱業年金基金事務費補助金	10,000	10,000
国民健康保険助成費	1,062,076,182	1,287,518,646
指導監査委託費	194,373	210,819
療養給付費補助金	831,967,688	1,008,838,409
助産費補助金	6,775,117	8,420,347
事務費補助金	42,250,312	49,277,145
保健婦及診療施設整備費補助金	3,419,222	3,751,595
国民健康保険団体連合会等補助金	968,544	1,088,544
国民健康保険組合臨時調整補助金	10,500,000	13,200,000
特別療養給付費補助金	10,000,000	12,800,000
財政調整交付金	100,500,926	121,631,787
臨時財政調整交付金	55,500,000	68,300,000
国民年金国庫負担金	764,691,356	901,201,160
拠出年金国庫負担	159,270,369	120,000,000
福祉年金給付費財源	550,637,065	717,403,384
業務取扱費財源	54,783,922	63,797,776
農業者年金等実施費	456,751	515,777
児童手当国庫負担金	65,009,465	74,938,597
計	2,316,370,611	2,822,370,751

(2) 厚生年金保険の改善

厚生年金の改正は、まず基本年金額について、定額部分の単価（現行1,000円、物価スライド後1,415円）を1,650円とし、被保険者期間の頭打ち（現行30年）を35年とし、報酬比例部分の過去における標準報酬の再評価を行うとともに、加給年金額について、配偶者の月

額（現行 2,400 円）を 6,000 円とし、第 1 子・第 2 子の月額（現行 800 円）を 2,000 円とするほか、障害年金・遺族年金の最低保障月額（現行 28,300 円）を 33,000 円とし、8 月から実施する。この結果、従来の標準的な年金額（72,926 円）は、90,392 円（28 年加入の平均標準報酬 136,400 円の夫婦の場合）となる。

65 歳以上の者に支給する在職老齢（通算老齢）年金については、その支給制限の緩和を図ることとして、標準報酬月額 110,000 円以下の場合 10 割支給（現行一律 2 割支給停止）を行い、また、60 歳から 65 歳までの者に支給する在職老齢（通算老齢）年金については、その支給範囲の拡大を図ることとして、標準報酬月額 110,000 円以下（現行 72,000 円以下）の場合に支給するものとする。

障害年金及び遺族年金については、まず通算制度の創設を図ることとして、その受給資格期間を計算する場合他の公的年金制度の加入期間を通算するとともに、通算老齢年金の受給権者が死亡した場合その遺族に通算遺族年金を支給するものとし、次に遺族年金の寡婦加算制度（仮称）を創設することとして、2 子以上を有する寡婦には月額 5,000 円、1 子を有する寡婦には月額 3,000 円、60 歳以上の寡婦には月額 2,000 円を加算するほか、さらに障害年金の改善の一環として、廃疾認定日を初診日から 1 年 6 箇月（現行 3 年）に短縮し、併わせて廃疾認定日に廃疾状態にない者であっても初診日以後 5 年以内に廃疾状態となった場合にはその請求により障害年金を支給する途を開くものとする。

標準報酬については、前回改正以後の賃金上昇を勘案して、上限（現行 20 万円）を 32 万円とし、下限（現行 2 万円）を 3 万円に改定する。

また、保険料率については、負担の適正化を図るため、男女とも 1,000 分の 18 ずつ引き上げる。

なお、厚生年金保険法の改正については、5 月 17 日衆議院社会労働委員会において、政府原案に対して、60 歳以上 65 歳未満の被保険者に支給する在職老齢年金について年金額の 5 割又は 8 割を支給する標準報酬等級の上限をそれぞれ 1 等級ずつ引き上げるものとし、保険料率について 1,000 分の 3 引き下げる旨の修正が行われ、22 日参議院本会議で成立した。

（3）船員保険の拡充

船員保険については、年金部門においては、厚生年金保険に準じた改善を行う。

疾病部門においては、任意継続被保険者制度を導入するほか、分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費、葬祭料

及び家族葬祭料の最低保障額の引上げ、一部負担金の改定並びに高額療養費自己負担限度額の改定について、健康保険に準じた改正を行うものとしている。

なお、船員保険法の改正については、健康保険法の改正についての修正及び厚生年金保険法の改正についての修正に準じた修正がなされている。

（4）国民健康保険の充実

国民健康保険については、1,287,519 百万円（対前年度 225,442 百万円増）の国庫補助を行うとともに、健康保険と同様に高額療養費自己負担限度額の改定を行う。

なお、上記補助額は厚生省予算の 27.2% を占め、このうち療養給付費に対する補助金は、1,224,700 百万円で、厚生省医療費予算 2,250,063 百万円の 57.2% を占めており、その配分については市町村に 1,174,986 百万円、国民健康保険組合に 49,784 百万円補助される。

（5）拠出制国民年金の改善

まず、年金額の引上げを行うこととして、老齢年金においては、25 年加入の場合の年金月額（現行 28,300 円）を 32,500 円、十年年金の月額（現行 17,688 円）を 20,500 円、五年年金の月額（現行 13,000 円）を 15,000 円とし、障害年金においては、最低保障月額（現行 28,300 円）を 33,000 円とし、母子年金・準母子年金及び遺児年金においては、その月額（現行 28,300 円）を 33,000 円とし、それぞれ 9 月から実施する。

次に、障害年金について、その受給資格期間を計算する場合他の公的年金制度の加入期間を通算することとし、また廃疾認定日を初診日から 1 年 6 箇月（現行 3 年）に短縮するとともに、母子年金等について第 2 子分の加算月額（現行 800 円）を 2,000 円に引き上げ、遺児年金について通算措置を講ずるほか、死亡一時金について 3 年以上 20 年未満の場合における支給額を 23,000 円とする。

また、保険料については、52 年 4 月から 2,200 円とする。併わせて、従来保険料拠出時に行っていた国庫負担を給付時に改め、給付費の 3 分の 1 に相当する額を国庫負担するものとする。なお、これに伴い、国民年金事業の経営上の財源に充てるため、51 年度においては積立金より 1,689 億円を受け入れることとしている。

（6）福祉年金の改善

福祉年金については、まず年金額を引き上げることとし、老齢福祉年金月額（現行 12,000 円）を 13,500 円とし、障害福祉年金月額を 1 級（現行 18,000 円）20,300 円、2 級（現行 12,000 円）13,500 円とし、母子・準母子福祉年金月額 1 子の場合（現行 15,600 円）に 17,600

円、第2子の加算額（現行 800 円）を 2,000 円とし、また、母子・準母子福祉年金の支給要件につき子の年齢（現行義務教育終了前）を児童扶養手当にならって 16 歳未満まで引き上げることとし、それぞれ 10 月から実施する。

次に、所得制限については、本人の場合には 2 人世帯で年収（現行 120 万円）153 万円まで緩和し、扶養義務者の場合には現行（6 人世帯で年収 876 万円）据置きとし、5 月から実施する。

なお、恩給等との併給限度については、年額（現行 24 万円）28 万円に緩和するものとし、10 月から実施する。

4 保健医療の基盤整備

保健衛生対策費としては、2,957 億円が計上されており、その内訳は表 10 のとおりである。

表 10 保健衛生対策費

項 目	50 年 度	51 年 度
	千円	千円
結 核 医 療 費	66,541,683	62,823,098
精 神 衛 生 費	84,919,381	85,748,403
原 爆 障 害 対 策 費	24,025,035	35,215,527
保 健 衛 生 諸 費	30,527,826	38,494,403
保 健 所 費	17,205,319	22,248,343
成 人 病 予 防 対 策 費	1,288,895	1,296,059
疾 病 予 防 費	3,014,877	3,360,079
へき地医療対策費	1,676,621	1,909,330
ら い 予 防 対 策 費	495,618	567,238
防 疫 業 務 委 託 費 等	792,753	869,278
環 境 衛 生 金 融 公 庫 補 給 金	1,566,049	3,078,391
医 療 金 融 公 庫 補 給 金	1,518,733	1,865,617
公 的 病 院 特 殊 診 療 部 門 運 営 費	1,008,400	1,433,700
血 液 対 策 推 進 費	1,424,019	1,207,412
そ の 他	536,542	658,956
保 健 衛 生 施 設 整 備 費	3,849,259	4,250,009
国 立 病 院 特 別 会 計 病 院 勘 定 へ 繰 入	15,238,107	13,799,559
経 営 費	14,237,396	12,697,980
施 設 費	1,000,711	1,101,579
国 立 病 院 特 別 会 計 療 養 所 勘 定 へ 繰 入	31,491,508	36,275,889
経 営 費	30,292,589	34,900,757
施 設 費	1,198,919	1,375,132
国 立 ら い 療 養 所 費	14,080,578	15,998,347
検 疫 所 費	2,699,631	3,046,001
計	273,373,008	295,651,236

(1) 精神衛生対策の推進

精神衛生対策については、デイ・ケア施設と精神障害回復者社会復帰施設をそれぞれ 1 箇所ずつ整備すると

もに、地域精神衛生対策の充実を図るため社会復帰相談指導を行う保健所を 154 箇所（対前年度倍増）に増設するほか、精神病床 624 床を整備する。

(2) 原爆被爆者対策の充実

原子爆弾被爆者対策については、特別手当等の金額を福祉年金と同じ割合で引き上げるとともに、その所得制限について標準 4 人世帯の場合の限度税額（現行 117,500 円）を 183,800 円に緩和するほか、新たに長崎、広島の日赤十字社病院に対して施設その他の助成を行うこととし、さらに健康診断受診地域の拡大等各般の施策の改善措置を講ずる。

(3) 成人病対策の拡充

がん対策については、公的医療機関の整備に 556 百万円、専門技術者の養成訓練に 11 百万円、がん検診者の整備運営その他予防対策に 792 百万円等を予算に計上するとともに、国立病院特別会計においても、国立がんセンターその他病院・療養所の整備等及びがん研究の助成を行うこととし、幅広いがん対策を展開する。

循環器疾患対策については、健康診断、健康管理指導車の整備等予防対策に 483 百万円、新規に調査研究費として 10 百万円を計上するほか、農村検診センターを 3 箇所整備し、既設分と合わせて 15 箇所の運営を行うとともに、国立病院特別会計において、大阪に国立循環器センターを設置し、仙台に脳卒中センターを整備する。

(4) 予防接種対策の改善

予防接種制度については、その対象疾病、実施方法及び予防接種による健康被害が生じた場合の救済制度に関し、従来より伝染病予防調査会で検討を重ねてきたが、その答申に基づいて法制化を進め、5 月 22 日参議院本会議で予防接種法の一部改正が成立した。

(5) へき地医療対策の拡充

へき地医療対策については、へき地中核病院は従前の 15 箇所（うち国立病院 2 箇所）から 30 箇所（うち国立病院 4 箇所）に増し、へき地保健婦の配置（前年度 30 箇所）を 60 箇所とし、へき地診療所を 811 箇所（うち国立病院 7 箇所）にする等、国立病院会計を含め 3,983 百万円を予算に計上した。

(6) 特殊診療部門運営費助成の強化

特殊診療部門に対する運営費の助成は、自治体病院について、補助対象の拡大（救急 B 89 箇所の新規取込み）を行い、前年度の 182 箇所から 307 箇所に増設し、その他の公的病院については、前年度の 170 箇所から 177 箇所に増設する。

(7) 救急医療対策の拡充

救急医療については、心筋硬塞や脳卒中等重篤救急患者のための後方病院として、新規に、専用病床 20 床（うち CCU 6 床）、所要の医療機器、ドクターズカー（医師の同乗する CCU 付き救急車）及び 24 時間診療体制を確保する救命救急センターを設置することとし、4 箇所分（うち国立病院 1 箇所）を予算化した。

また、休日夜間急患センターは 190 箇所分を予定しており、そのうち新規に 25 箇所分の夜間テレホンサービスを見込んでいる。

5 科学研究の推進

（1）難病対策については、特定疾患調査研究費 980 百万円に心身障害研究費 630 百万円その他を加えた 1,621 百万円をもって難病研究を推進するとともに、特定疾患治療費 1,278 百万円に小児慢性特定疾患対策費 2,399 百万円その他重症心身障害児措置費等を加えた 26,122 百万円をもって医療対策を拡充するほか、国立病院特別会計において、重症心身障害児施設に新たに療育訓練棟 34 箇所を整備する等、6,525 百万円を計上して、医療機関及び機器の整備を図る。

（2）予防衛生研究体制については、風疹ワクチン検定庁舎を都下東村山に整備し、官庁営繕費で医用霊長類センターを筑波研究学園都市に設置する等、3,398 百万円を計上して、国立予防衛生研究所の強化を図る。

（3）医薬品及び食品等の安全性試験施設を設置する等、3,297 百万円を計上して、国立衛生試験所を強化する。

6 遺族及び留守家族等の援護

遺族及び留守家族等援護費の内訳は、表 11 のとおりであり、その主要事項は次のとおりである。

表 11 遺族及び留守家族等援護費

項 目	50 年 度	51 年 度
	千円	千円
引揚者等援護費	70,866	176,326
未帰還者留守家族等援護費	26,080	22,139
未帰還者特別措置費	4,230	2,668
戦傷病者特別援護費	3,180,122	3,559,948
戦傷病者戦没者遺族等援護費	61,680,440	77,224,069
遺 族 年 金	41,927,341	51,574,521
遺 族 給 付 金	14,887,516	19,817,842
障 害 年 金	4,615,473	5,531,360
そ の 他	250,110	300,346
引揚者給付金等支給費	3,074	977
特別給付金等支給費	207,550	396,240
計	65,172,362	81,382,367

（1）戦傷病者の特別援護

戦傷病によって 1 年以上入院している患者に支給する療養手当（現行月額 9 千 8 百円）は 1 万 1 千円に、また、戦傷病者が死亡した場合その遺族に支給する葬祭費の額（現行 3 万 3 千円）は 4 万 4 千円に、それぞれ引き上げる。

（2）遺族等援護の拡充

戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護については、恩給法関連の改善を行うほか、恩給法非適用の配偶者に支給する遺族年金の額（現行 6 万円）を 7 万 2 千円とし、後順位者に係る遺族年金の額（現行 1 万 8 千円）を 2 万 4 千円にするとともに、再婚解消妻等（死別を含む。）に係る再婚解消期限（現行昭和 27 年 4 月 29 日）を昭和 28 年 7 月 31 日（軍人恩給復活の前日）まで延長し、また遺族一時金の支給要件（現行退職後 4 年〔結核等の場合 8 年〕以内の死亡）を 6 年〔結核等の場合 12 年〕以内の死亡まで緩和する等の措置を講ずる。

（3）引揚者給付金等の支給

戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務については、昭和 38 年 4 月 1 日以後戦傷病者等の死亡に伴い戦没者等の妻となった者に対して特別給付金（10 年償還・額面 60 万円の国債）を支給するとともに、国債の最終償還を終えた戦傷病者妻、昭和 38 年 4 月 2 日以後に戦傷病者妻となった者及び満州事変以後日華事変前に受傷・罹病した戦傷病者の妻にあらためて特別給付金（10 年償還・額面所定額の国債）を支給することとしている。なお、この改善に要する国債費は、総額 8,744 百万円と見込まれている。

7 生活環境施設の整備

快適な生活環境を整備するため、表 12 のとおり、水道施設に対する補助体系の整備、廃棄物処理施設に対する補助単価の引上げ等を図り、簡易水道の普及、水道水源の開発、水道の広域化及び廃棄物処理対策を推進する。

表 12 生活環境施設整備費

項 目	50 年 度	51 年 度
	千円	千円
簡易水道等施設整備費	10,423,361	13,104,303
水道水源開発等施設整備費	24,694,985	30,092,848
廃棄物処理施設整備費	22,273,750	27,379,102
計	57,392,096	70,576,253

（1）簡易水道の普及促進

簡易水道事業については、簡易水道施設の整備、飲料水供給施設の整備及び閉山炭鉱水道施設の整備を図る。

(2) 水道水源の確保と水道の広域化の推進等

水道水源の確保と水道広域化の推進については、補助体系の整備を行うこととして、コストの高い水道水源整備については補助率2分の1、大臣承認に係る広域化推進計画のうちコストの高い整備については補助率3分の1の割合で行う等のため、水道水源開発施設整備費8,163,893千円、水道広域化施設整備費19,864,897千円及び浄水場排水処理施設整備費2,064,058千円を予算に計上する。

(3) 廃棄物処理対策の推進

廃棄物処理施設等の整備については、尿尿処理施設、地域尿尿処理施設、ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設に対する既存補助金の補助単価を大幅に引き上げるとともに、産業廃棄物処理施設整備費100,000千円、埋立処分施設整備費194,075千円及びごみ処理施設排水処理施設整備費410,349千円と、計3本の新規補助制度（補助率はいずれも4分の1）を導入する。

III 特別会計

1 厚生保険特別会計

この会計の歳入歳出予算の概要は、表13のとおりである。

(1) 健康勘定においては、制度改正前の単年度収支不足額を1,218億円と見込み、51年7月から制度改正を行うことを予定し、歳出では、分岐費・埋葬料の改善等による保険給付費等の増45億円、歳入では、標準報酬月額の上下限の改定及び51年10月からの保険料率の改定による保険料収入の増690億円のほか、保険料率の改

定に伴う国庫負担率の13.2%から14.8%への引上げによる一般会計よりの繰入増121億円を計上し、差引単年度収支では452億円の収支不足を見込んでいる。なお、この収支不足額に厚生保険特別会計法附則第18条ノ8の規定に基づく借入金の50年度末の見込額4,054億円とそれに伴う利子の支払に充てるための財源275億円を加えた4,781億円を借り入れることを予定している。

(2) 日雇健康勘定においては、給付費に対する定率の国庫負担等一般会計から246億円を受け入れることとしている。

(3) 年金勘定においては、51年8月から厚生年金の制度改正を行うことを予定し、歳出では、年金額の引上げ、受給者数の増等による給付費の増加を見込み、歳入では、標準報酬月額の上下限の改定、保険料率の改定等による保険料収入の増加を見込むとともに、給付費に対する所要の国庫負担金2,262億円を一般会計から受け入れることとしている。

(4) 児童手当勘定においては、歳出では所要の給付費及び業務取扱費を計上し、歳入では事業主拠出金収入の増加等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として749億円を受け入れることとしている。

(5) 業務勘定においては、業務量の増加、事務の機械化等に伴って必要となる経費を計上している。

2 船員保険特別会計

この会計の疾病部門においては、政府管掌健康保険に準じて給付の改善等を行うこととし、一般会計から50年度と同額の600百万円を受け入れることとしているほか、年金部門においては、厚生年金保険に準じた年金額の引上げ等を見込み、また、失業部門においては、最近における受給実績を勘案し、所要の給付費に対する

表13 厚生保険特別会計

区 分		50 年 度	51 年 度	増△減額	伸び率
健 康 勘 定	歳 入	1,919,772,179千円	2,338,334,782千円	418,562,603千円	21.8%
	歳 出	1,919,772,179	2,338,334,782	418,562,603	21.8
日 雇 健 康 勘 定	歳 入	293,139,346	340,614,255	47,474,909	16.2
	歳 出	293,139,346	340,614,255	47,474,909	16.2
年 金 勘 定	歳 入	3,230,658,775	4,195,458,878	964,800,103	29.9
	歳 出	1,183,051,385	1,673,573,719	490,522,334	41.5
児 童 手 当 勘 定	歳 入	109,747,184	127,718,544	17,971,360	11.8
	歳 出	109,747,184	127,718,544	17,971,360	11.8
業 務 勘 定	歳 入	108,745,971	127,509,515	18,763,544	17.3
	歳 出	108,745,971	127,509,515	18,763,544	17.3

国庫負担金を一般会計から受け入れることとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、表 14 のとおりである。

表 14 船員保険特別会計

区 分	50 年 度	51 年 度	増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	%
歳 入	133,028,849	158,241,017	25,212,168	19.0
歳 出	107,824,591	134,356,828	26,532,237	19.0

3 国立病院特別会計

この会計においては、看護婦の勤務条件の改善を図るため、看護要員の増員及び夜間看護手当（現行 1,400 円）の 300 円増額を行うとともに、引続き難病対策用病床 1,350 床の整備を図ることとしており、その歳入歳出予算の概要は、表 15 のとおりである。

表 15 国立病院特別会計

区 分	50 年 度	51 年 度	増△減額	伸び率
病 院 勘 定				
歳 入	145,403,279千円	164,317,496千円	18,914,217千円	13.0%
歳 出	145,403,279	164,317,496	18,914,217	13.0
療 養 所 勘 定				
歳 入	142,593,635	159,060,391	16,466,756	11.6
歳 出	142,593,635	159,060,391	16,466,756	11.6

(1) 病院勘定においては、国立病院及び国立がんセンターの経理を行うこととしており、施設整備費等の一部について一般会計から 13,800 百万円を受け入れるほか、施設整備費の一部に充てるため、資金運用部資金 13,800 百万円を借り入れることとしている。

(2) 療養所勘定においては、国立療養所の経理を行

表 16 あへん特別会計

区 分	50 年 度	51 年 度	増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	%
歳 入	1,106,408	1,335,326	228,918	20.7
歳 出	1,106,408	1,335,326	228,918	20.7

うこととしており、経営費、施設整備費等の一部について一般会計から 36,276 百万円を受け入れるほか、施設整備費の一部に充てるため、資金運用部資金 10,300 百万円を借り入れることとしている。

4 あへん特別会計

この会計は、「あへん法」により国に専属するあへんの輸入、輸出、買取り及び売渡しの事業を円滑に運営し、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、表 16 のとおりである。

5 国民年金特別会計

この会計の歳入歳出予算の概要は、表 17 のとおりである。

(1) 国民年金勘定においては、51 年 9 月から拠出制国民年金の制度改正を行うことを予定し、歳出では、年金額の引上げ、受給者数の増等による給付費の増加を見込み、歳入では保険料の改定等に伴う保険料収入の増加等を見込むとともに、給付時において給付費に対する所要の国庫負担を受け入れることとし、一般会計から 1,200 億円の国庫負担金の受入れを予定している。

(2) 福祉年金勘定においては、51 年 10 月から年金額を引き上げるほか、51 年 5 月から本人所得制限の緩和を図ること等を予定し、歳出では、所要の給付費を計上し、歳入では、これに必要な財源として 7,174 億円を一般会計から受け入れることとしている。

表 17 国民年金特別会計

区 分	50 年 度	51 年 度	増△減額	伸び率
国 民 年 金 勘 定				
歳 入	592,711,595千円	791,465,531千円	198,753,936千円	33.5%
歳 出	492,517,327	791,465,531	298,948,204	60.7
福 祉 年 金 勘 定				
歳 入	551,739,311	718,691,938	166,952,627	30.3
歳 出	551,739,311	718,691,938	166,952,627	30.3
業 務 勘 定				
歳 入	367,169,356	465,033,151	97,863,795	26.7
歳 出	367,169,356	465,033,151	97,863,795	26.7

IV 財政投融资

1 概 要

(1) 基本的な考え方

51年度の財政投融资計画の策定に当たっては、わが国経済を取り巻く内外の諸情勢に即応し、景気の着実な回復を図り長期的に均衡のとれた経済の発展を確保するため、その規模を経済の動向に即した適度なものとするとともに、引続き住宅等国民生活の向上と福祉の充実に資する分野に対し重点的に資金を配分するほか、社会資本の整備、輸出金融の拡充等に配慮している。

(2) 規 模

51年度財政投融资計画の規模は、106,190億円であつ

て、50年度当初計画額 93,100 億円に対し 13,090 億円 (14.1%) の増加、50 年度追加後計画額 107,057 億円に対し 867 億円 (0.8%) の減少となっている。最近の財政投融资計画の推移は、表 18 のとおりである。

表 18 財政投融资計画規模の推移

年 度	財 政 投 融 資	対前年度伸び率
	億円	%
47 旧	56,350	31.6
(新)	(53,954)	—
48	69,248	28.3
49	79,234	14.4
50	93,100	17.5
51	106,190	14.1

(注) 47年度の()内の数字は、48年度に行われた様式変更に従い、修正を加えたもので、48年度の対前年度伸び率は、この修正額に対する伸び率である。

表 19 昭和 51 年度財政投融资使途別分類表

(単位: 億円)

区 分	年 度	産業投資特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府保証 借入金	合 計
			年金等 資金	郵貯 資金	小 計			
(1) 住 宅	51	—	7,449	14,328	21,777	2,156	200	24,133
	50	—	5,442	12,338	17,780	1,986	200	19,966
(2) 生活環境整備	51	5	5,997	6,676	12,673	559	3,615	16,852
	50	3	6,019	8,047	14,066	319	1,185	15,573
(3) 厚生福祉	51	—	3,694	173	3,867	23	—	3,890
	50	—	3,075	50	3,125	8	—	3,133
(4) 文 教	51	—	150	586	736	1,838	—	2,574
	50	—	155	626	781	1,971	—	2,752
(5) 中小企業	51	—	3,494	12,534	16,028	1,476	100	17,604
	50	—	2,965	10,260	13,225	1,180	100	14,505
(6) 農林漁業	51	—	1,070	3,855	4,925	227	—	5,152
	50	—	877	2,709	3,586	209	—	3,795
(1)~(6) 小 計	51	5	21,854	38,152	60,006	6,279	3,915	70,205
	50	3	18,533	34,030	52,563	5,673	1,485	59,724
(7) 国土保全・災害復旧	51	—	217	670	887	235	—	1,122
	50	—	188	748	936	164	—	1,100
(8) 道 路	51	—	952	2,948	3,895	3,437	723	8,055
	50	—	705	2,815	3,520	3,149	775	7,444
(9) 運輸通信	51	—	2,219	6,864	9,083	1,347	1,700	12,130
	50	—	1,985	7,928	9,913	1,227	709	11,849
(10) 地域開発	51	19	468	1,450	1,918	192	869	2,998
	50	21	392	1,566	1,958	187	893	3,059
(7)~(10) 小 計	51	19	3,856	11,927	15,783	5,211	3,292	24,305
	50	21	3,270	13,057	16,327	4,727	2,377	23,452
(11) 基幹産業	51	11	—	2,416	2,416	100	469	2,996
	50	11	—	2,476	2,476	100	177	2,764
(12) 貿易・経済協力	51	670	—	8,014	8,014	—	—	8,684
	50	620	—	6,540	6,540	—	—	7,160
合 計	51	705	25,710	60,509	86,219	11,590	7,676	106,190
	50	655	21,803	56,103	77,906	10,500	4,039	93,100

(注) 1 「沖縄振興開発金融公庫」、「日本開発銀行」、「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。

2 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込額を計上している。

2 原 資

原資の大宗を占める資金運用部資金については、50年度当初計上額に対し 14,113 億円 (17.2%) 増の 96,219 億円を計上している。このうち、厚生保険特別会計 (年金勘定) からの預託増加見込額としては、同特別会計の歳入歳出予算をもとに、50年度当初計上額に対し 4,900 億円 (24.5%) 増の 24,900 億円を計上している。なお、国民年金特別会計 (国民年金勘定) については、51年度においては、保険給付費の増加等により新規の積立金は生じないと見込まれている。

3 運 用

(1) 使途別分類

51年度計画の使途別分類は、表 19 のとおりである。この表における (1)～(6) 小計の欄は、住宅、生活環境整備等、国民生活に密着した分野に対する財政投融资の額を示しており、しばしば財政投融资計画の福祉性を示す指標として用いられるものであるが、そのシェアが 64.1% から 66.1% に上昇したことは、国民生活の向上と福祉の充実に資する分野に対して重点的に資金配分のなされたことを示している。

(2) 還元融資

51年度のいわゆる還元融資については、8,330 億円が予定されており、年金福祉事業団等の還元融資対象機関に配分することとしている。また、表 19 の使途別分類表において、年金資金等 (厚生年金、船員保険及び国家公務員共済組合の預託増加額) 25,710 億円は (1)～(6) の項目に 85%、(7)～(10) の項目に 15% 配分することとされている。

年金福祉事業団の貸付事業については、被保険者住宅貸付事業において、貸付限度額の引上げ、融資対象の拡大等を行うとともに、厚生福祉施設貸付事業の融資対象の拡大及び年金担保貸付事業の平年度化に伴う資金倍増を行うこととしている。

特別地方債については、老人居室整備資金の限度額の引上げ、水洗便所改造資金の限度額の引上げ及びごみ処理施設整備事業の償還期限の延長を行うこととしている。

還元融資の配分予定は、表 20 のとおりである。

表 20 昭和 51 年度年金積立金還元融資資金計画

区 分	50 年 度	51 年 度	伸 び 率
	億円	億円	%
還元融資資金総額	7,030	8,330	1.185
年金福祉事業団	1,812	2,114	1.167
住 宅	618	635	1.028
療 養 施 設	59	89	1.508
厚生福祉施設	134	190	1.418
被保険者住宅資金貸付	734	819	1.116
大規模年金保養基地	137	121	0.883
年金担保資金貸付	130	260	2.000
特 別 地 方 債	4,488	5,351	1.192
住 宅	237	247	1.042
(賃貸住宅)	101	63	0.624
(老人居室整備資金貸付)	27	36	1.333
水洗便所改造資金貸付	109	148	1.358
病 院	690	920	1.333
厚生福祉施設	910	1,050	1.154
(1) 社会福祉施設等	700	820	1.171
(2) レクリエーション・スポーツ施設	210	230	1.095
一般廃棄物処理	1,050	1,240	1.181
簡 易 水 道	270	330	1.222
と 畜 場	50	60	1.200
小 計	3,207	3,847	1.200
産業廃棄物処理	10	10	1.000
同 和 対 策	440	600	1.364
下 水 道	335	678	2.024
上 水 道	496	216	0.435
小 計	1,281	1,504	1.174
そ の 他	730	865	1.185
医療金融公庫	279	320	1.147
社会福祉事業振興会	188	219	1.165
国立病院特別会計	190	241	1.268
公害防止事業団	73	85	1.164

(3) 厚生省関係計画

厚生省関係の財政投融资計画の資金計画は、表 21 のとおりである。

なお、国立病院特別会計については、国立がんセンター、循環器センター、難病対策のための施設等の整備を行うほか、新たに精神・神経・筋・発達障害センター等の整備を行うこととし、総額 241 億円が計画されている。

表 21 昭和 51 年度厚生省関係財政投融资資金計画

区 分	昭和 50 年度 当初計画額	昭和 51 年度 計 画 額	対前年度伸び率	備 考
	億円	億円	%	
1 公 庫 等				
(1) 医療金融公庫	590	702	19.0	
資金運用部	558 (279)	639 (320)	14.5 (14.7)	()内の額は、年金積立金還元融資の充当額であり、内書である。
自己資金等	32	63	96.9	
(2) 環境衛生金融公庫	1,530	1,810	18.3	
資金運用部	1,410 (0)	1,645 (0)	16.7 (0)	
自己資金等	120	165	37.5	
2 公 団 等				
(1) 年金福祉事業団	1,812	2,114	16.7	還元融資資金総額は 8,330 億円を見込んでいるが、この額は厚生年金・国民年金の預託金増加額の 1/3 (8,300 億円) に船員保険分 30 億円を加えたものである。
資金運用部	1,812 (1,812)	2,114 (2,114)	16.7 (16.7)	
(2) 社会福祉事業振興会	190	222	16.8	
資金運用部	188 (188)	219 (219)	16.5 (16.5)	
自己資金等	2	3	50.0	
3 特 別 会 計				
国立病院特別会計	190 (190)	241 (241)	26.8 (26.8)	
国立病院	124	143	15.3	
資金運用部	109 (109)	138 (138)	26.6 (26.6)	
土地処分	15	5	△ 66.7	
国立療養所	101	118	16.8	
資金運用部	81 (81)	103 (103)	27.2 (27.2)	
土地処分	15	10	△ 33.4	
一般会計繰入	5	5	0	
4 地 方 公 共 団 体				
(1) 特別地方債	4,488 (4,488)	5,351 (5,351)	19.2 (19.2)	
住宅	237	247	4.2	
病院	690	920	33.3	
厚生福祉施設	910	1,050	15.4	
1) 社会福祉施設等	700	820	17.1	
2) レクリエーション・スポーツ施設	210	230	9.5	
一般廃棄物処理	1,050	1,240	18.1	
簡易水道	270	330	22.2	
と畜場	50	60	20.0	
(小 計)	3,207	3,847	20.0	
産業廃棄物処理	10	10	0	左記 4 事業は、一般地方債のうち還元融資資金を一部充当しているものの再掲である。
同和対策	440	600	36.4	
下水道	335	678	102.4	
上水道	496	216	△ 56.5	
(小 計)	1,281	1,504	17.4	
(2) 一般地方債	4,924 (0)	6,944 (0)	41.0 (0)	
産業廃棄物処理の一部	10	10	0	
上水道の一部	4,914	6,934	41.1	
合 計	13,570	17,153	26.4	
年金積立金還元融資資金合計	(7,030)	(8,330)	(18.5)	公害防止事業団分 85 億円を含む。